

議案第14号

調布市総合福祉センター条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成27年2月27日

提出者 調布市長 長友貴樹

提案理由

介護保険法の一部改正に伴い、実施する事業の規定を改めるとともに引用する条項を改めるため、提案するものであります。

調布市条例第 号

調布市総合福祉センター条例等の一部を改正する条例

(調布市総合福祉センター条例の一部改正)

第1条 調布市総合福祉センター条例（平成6年調布市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第3条第4号中「同法」を「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第14条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第5条の規定による改正前の介護保険法」に改める。

(調布市ちょうふの里条例の一部改正)

第2条 調布市ちょうふの里条例（平成8年調布市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号イ中「第8条の2第9項」を「第8条の2第7項」に改め、同条第2号ア中「第7項に規定する介護予防通所介護及び同条第15項に規定する介護予防認知症対応型通所介護」を「第13項に規定する介護予防認知症対応型通所介護及び地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「改正法」という。）附則第14条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる改正法第5条の規定による改正前の介護保険法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護」に改め、同号イ中「第8条の2第9項」を「第8条の2第7項」に改め、同条第3号ア中「第1項第2号から第5号まで」を「第2項各号及び改正法附則第14条第1項の規定によりなおその効力を有することとされる改正法第5条の規定による改正前の介護保険法第115条の45第1項第2号」に改める。

(調布市国領高齢者在宅サービスセンター条例の一部改正)

第3条 調布市国領高齢者在宅サービスセンター条例（平成9年調布市条例

第6号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「第7項に規定する介護予防通所介護及び同条第15項に規定する介護予防認知症対応型通所介護」を「第13項に規定する介護予防認知症対応型通所介護及び地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「改正法」という。）附則第14条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる改正法第5条の規定による改正前の介護保険法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護」に改め、同条第2項第1号中「第1項第2号から第5号まで」を「第2項各号及び改正法附則第14条第1項の規定によりなおその効力を有することとされる改正法第5条の規定による改正前の介護保険法第115条の45第1項第2号」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。